

Title	独占と集中：政策論的考察
Sub Title	Monopoly and its control
Author	原, 豊
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.3 (1958. 3) ,p.235(41)- 245(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19580301-0041
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19580301-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

し、漁家生産の余地は失われるのである。

沿岸漁場の部落的所有は資本主義的漁業の発展の中で漁家の存続を以上の如き点から果す一方、沿岸漁場内のみ主に存在する動植物を労働対象とする漁業においては、かかる所有の存在は生産を拡大する上には大きな障害であり、資本主義的発展を阻止する条件であった。しかも資本制漁業の発展によって漁家は不透明ながら分解され、また漁家の生産しうる労働対象が制限されればされるほど、沿岸漁場内のみ主に存在する動植物の生産が零細漁家存続の重要な基礎となる為、ますますそれに依存し、その結果、乱獲、沿岸漁場の荒廃を惹起し、零細漁家を没落させてゆくのであり、また一方乱獲を阻止する為の漁期、漁法の制限が強化され、その動植物増殖の為の築磯構築、投石等の共同作業が零細漁民の共同体的結合を通じて行われるようになる。零細漁民が自らを維持する為の諸規制がまたかかる漁業における資本主義的発展を阻止するのである。

漁場の部落的所有は零細漁民が自らを維持する為に結ぶ共同体的諸関係の漁場所有における形態であり、零細漁民が零細漁民として維持される限り部落的所有は存続し、同時にそれは零細漁民として彼等を維持する条件である。資本制漁業の発展の中で、零細漁民は徐々に分解しながらも漁場の部落的所有は零細漁民を維持する役割を果し、そして零細漁民が維持される限り漁場所有の部落的形態は

残ったのである。

以上述べてきた如く、日本漁業において資本制生産が発展しながらも漁民層が急速に且つ透明に分解しなかつたのは「技術的基礎の狭隘性」に基づくものではなく、第一に漁場の部落的所有に基づくものであったのである。漁家が資本制的に生産されていらない魚種を生産することは実は沿岸漁場の部落的所有に基づくものであり、資本制的に生産されないのは、その魚種が技術的に現在においても手工業的にしか生産しえぬからではなく、漁場所有が手工業的生産に押し止めていたからであるといえよう。さらに漁場所有は自然的豊度の差を固定化し、資本制漁業の発達している業種においても零細経営の存在を許すものであった。第二に漁業生産物の腐敗性もつ、流通上の制約から資本制商品が入り込んでいない販売市場の存在、及び販売市場と生産地の位置的関係。第三に漁家の農業兼業。第四に日本資本主義の構造に基づく労働市場の狭隘性の四点によるものである。

戦後の漁業制度改革により浮魚が漁業権漁業から除外される様になり、部落的所有の漁民維持の役割は減少し、また、流通上の制約も戦後のトラック輸送の発展、冷蔵、冷凍設備の整備によってかなり薄れつつあり、ここに無動力船漁家の急速な没落をもたらしたためたのである。

独占と集中

—政策論的考察—

原

豊

序

独占の功罪、その盛衰に関して、近年さまざまな対立的論議が交わされている。しかし、まだ決定的な解決は下されてはいない。しかも、資本主義国の多くは、独占の統制政策を実施している。独占は、長い間、資本主義の悪を代表するものとみなされて来たが、もし事実、一面において独占が何らかの利益を生む母胎であるならば、この統制政策は根本的に検討し直されなければならない。本稿は独占の功罪そのものを問う前に、対立的な論議を惹起する根因と考えられる独占の概念の混乱を、集中の問題を中心として、政策論的観点から整理し直すことを目標としている。

一

独占の概念は、狭義のものと広義のものに区別される。忠実に字義にしたがえば、独占は、単一企業（もしくは、統一的行動をとる

独占と集中

企業団体）が或る商品市場の全供給量を支配し価格を統制するときに限定される。（需要者側の条件も考慮しなければならないが、論旨を簡潔にするため、以下、需要者は多数と仮定して論を進める。）この場合、あらゆる商品の質的相違に着目すると、すべての供給者が、自己の商品の独占者となる。ここでは、それほど厳密には考えない。使用目的を等しくする商品群をもって一商品とみなそう。このような意味での独占は、法律的独占（電気事業等）、自然的独占（鉱山等）の場合を除いては実際には稀少であり、一般的ではない。次に広義にとれば、或る市場の構造が完全競争の条件を満足させない場合に、その市場は独占的であるとされる。この定義はきわめて包括的なものである。完全競争市場は、(一)企業（供給者）が多数、(二)商品が同質的である、との二条件を必要とする。(一)は、各企業の供給量が全供給量に比し僅少で価格に対する影響力をほとんどもたないこと、(二)は、この市場における商品間には、無差別の原則が支配すること、を意味する。かかる市場は現実にはありえない。それ故、二条件が

ら距離する独占的市場は現実の市場をすべて含むことになる。いま、(二)を前述の如き商品群と考えれば、一市場において企業の数が相対的に少なく、また各企業の供給量が多ければ多いほど、その市場は独占的であり競争的ではなくなる。独占と集中(少数の企業が多量の供給を行う)との関係はここから導かれる。

集中は、次の二過程から生れる。一は、競争制限を意図する企業結合または協定によるものであり、他は企業の大規模化の利益によるものである。企業活動は利潤動機に基づくものであるから、競争のメカニズムから生れる利潤低下傾向を回避しようとする。その結果、競争の抑制手段である企業結合や協定によって供給量、価格を統制し、あわせて企業規模の増大より招来される利益を享受するにいたる。一方、或る制限——経営能力、市場、不確実性等——をもつが、マインツが指摘したように、多くの産業において大規模経営の利益が認められ大規模化が図られる。したがって、企業結合による大規模化の実現のみならず、競争の中から優秀な企業が大規模化を促進し独占的な支配力をもつ事態が起きる。ここから、競争は集中を導き、集中は競争を制限するという論理が導かれる。果して集中は必ず競争を制限するものであろうか。われわれは先の競争条件における同質条件を再考してみなければならぬ。

およそ現実には、このような条件は存在しない。市場におけるあらゆる商品は、その品質、形態に相違がある。それ故、同一価格においても、無差別でありえず、各商品はそれぞれ自己の顧客をも

っている。この顧客は一定価格においてその品質、形態を嗜好しているから、それらが変化した場合や、他商品の品質、形態が向上した場合には、嗜好が他商品に移転する可能性がある。さらに、市場全体としてみても、比較的類似した市場間にも価格や品質に基く嗜好の移転の可能性がある。トリファンは、「本質的には、品質の異なる二種の自動車間の競争は自動車とたとえば洋服との間の競争と等しい」という。これは極端な場合であるけれども、少なくとも自動車とスクーターとの間の競争を否定するものはないであろう。これに加えて、技術発展からもたらされる新市場の開拓が競争領域を拡大することも忘れてはならない。したがって大企業といえども生産技術の改善、品質の改良に努力しなければならず、常に競争に曝されている。

商品の同質条件を崩して現実性を与えると、集中は必ずしも競争の制限を意味しなくなる。かくして市場をどのように分類しどのように配列するかという困難な問題に逢着する。かりに適切な市場分類が存在したとしてもまだ十分ではない。すなわちその市場において集中が高まったとしても、品質面での競争のため、完全に単一の供給者となる場合を除いて、価格支配力が高まったかどうか疑問である。それ故、独占の定義に現実性を付与することは、独占の問題を全く複雑な領域に立ち入らせることになる。もはや集中と競争とを単純な反対概念で把握することは不可能となる。かかる理解をもった上で、次に現実の事態を一べつしよう。

二

集中の測定には、主として一般的集中と市場集中の二方法が使用されている。一般的集中とは、市場の如何を問わず、一定の規模以上の企業が一経済の総資産、資本・生産量およびその価値、雇用量、附加価値等の中に占める比率を示すものである。アメリカ経済の分析にあたってガーディナー・ミーンズが採用した、製造業上位二〇〇社が総企業資産中に占める比率、連邦産業委員会(F. T. O)報告が採用した、所有資産一〇億ドル以上の企業が総企業中に占める比率等がこれに属する。ただし一般的集中と独占との間には直接の関連はない。独占は市場の問題であるからである。ライトがいう如く、「田舎町で四輪馬車を販売するのと全世界に向って自動車を販売するのでは雲泥の相違がある。」巨大企業は概して巨大市場と接触する。一般的集中が意味をもつのは、系列的結合(生産段階の縦の結合)や生産物多様化(一企業の異種生産)を示す或る尺度としてである。したがって、一般的集中およびその増大をもって直ちに独占およびその増大と解することは避けなければならぬ。因みに、日本の製造業部門における生産の一般的集中度とその変化は第一表に示される。これから大企業の地位が相対的に低下しつつあることを知る。かかる傾向はアメリカにおいても同様である。アデルマンの調査によれば、一九三一年における製造業上位一三九社の資産比率は四九%、一九四七年における上位一三九社のそ

れは四五%であった。いずれも企業間の結合関係を調整し、その操作は広く承認されたものである。

市場集中は、一市場内の上位企業群が占める生産、販売、雇用量等の比率、および企業数を示すもので、独占の重要な指標とされる。市場の確定は困難であるから、通常、産業別の集中が用いられる。アメリカの国家資源委員会(N. R. C)報告は、センサス産業内の四および八大企業が占める生産量および雇用量の比率を測定している。日本の公正取引委員会(公取委)の実態調査「日本産業集中の実態」は、生産量をその尺度とする。

日本における業種別生産集中度(重要産業二〇種)および業種内企業数とその比率(六九業種)は、第二、第三表(四五頁参照)で示す。集中度はかなり高いものの、漸次低下しつつある。公取委の「日本産業集中の実態」によれば、昭和十二年を基準として戦後集中度が上昇したものは、資料がえられる四七業種中、昭和四年度一八、同三〇年度一五、低下したものは二四年度二九、三〇年度三二業種である。銑鉄、電気銅、造船、自動車タイヤ、グルタミン酸ソーダー等の特定産業では、形式的な上位十社の累積集中度の低下はさほど顕著でないにも拘らず、実質的集中度として上位五社の集中度の低下はきわめて激しいものがあることが認められる。この事実について、公取委は次のようにいう。「昭和三〇年度の各産業の集中が昭和二四年度におけるそれよりも概して低下している事実」は、やはり多くの産業において競争がなお激しく行われつつあるこ

第二表 業種別生産集中度(上位五社)

業種別	年 別				
	26年	27年	28年	29年	30年
アルミニウム	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
板ガラス	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自動車	96.4	95.8	96.2	96.5	96.4
ベアリング	92.6	92.6	92.9	92.7	92.0
製鉄	93.2	95.0	91.2	90.3	90.9
電気銅	87.9	87.4	86.6	85.8	87.5
合成染料	86.6	87.1	86.1	85.2	84.3
石油精製	77.5	75.9	74.2	75.5	75.3
セメント	74.4	72.2	74.5	70.9	66.8
製鋼	63.9	64.4	63.7	62.8	65.5
製粉	46.4	55.0	61.9	60.0	60.7
硫酸	59.7	60.1	61.4	60.9	59.8
苛性ソーダ	61.0	50.8	55.9	58.0	56.7
スフ	56.1	51.9	52.3	52.9	52.1
洋紙	61.0	56.3	51.3	51.7	50.9
造船	59.4	58.1	54.4	47.1	49.6
製糖	65.7	60.9	51.4	48.9	49.1
パルプ	46.2	45.0	44.0	42.9	41.0
石炭	41.6	39.6	40.0	39.9	40.3
綿績	48.0	36.8	32.5	32.4	31.9

(注) 公正取引委員会「日本産業集中の実態」より作成。

第三表

	企業数	累積数	累積数 総数
5 企業以下	5	5	7
10 "	11	16	24
15 "	6	22	31
20 "	6	28	41

(注) 公正取引委員会資料より

アメリカ経済における独占の分析的な分析を企てた
 ナッターは、一般的に非数量的な推論が独占
 の成長の過大評価に導くといった。かれは独占の基
 礎を弱体化する要因として次のものをあげる。(一)市
 場の範囲の拡大、(二)新機軸の導入(新技術と新生産
 物の導入)、(三)制度的構
 造、この最後のものと
 して独占政策がある。
 独占政策は、独占禁止
 法と独占規制法の二者
 に大別される。その代
 表的なものは、日本の
 独占禁止法が継受した
 アメリカのシャーマン
 法と、イギリスの規制
 法である。これらの法

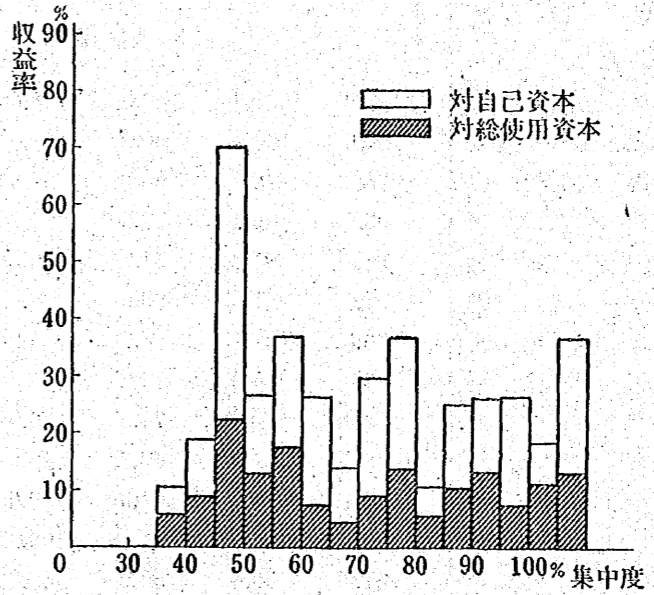
第一表 工業部門における生産の集中(単位100万円)

	4~99人		100~499人		500~999人		1,000人以上		合計	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
26年	161,397	96.9	4,176	2.5	431	0.3	391	0.3	166,395	100
27年	162,999	96.9	4,283	2.5	466	0.3	359	0.3	168,107	100
28年	166,902	96.7	4,797	2.8	527	0.3	387	0.2	172,613	100
29年	178,765	96.8	4,824	2.6	524	0.3	374	0.3	184,487	100
30年	181,050	96.7	5,155	2.8	537	0.3	376	0.2	187,118	100
事 業 所 数										
26年	2,246	53.0	836	19.7	293	7.0	860	20.3	4,237	100
27年	2,333	54.2	887	19.9	325	7.6	789	18.3	4,305	100
28年	2,603	55.7	952	20.4	368	7.8	863	18.1	4,667	100
29年	2,633	55.3	952	20.0	365	7.7	808	17.0	4,760	100
30年	2,766	55.8	1,019	20.5	372	7.5	804	16.2	4,963	100
労 働 者 数										
26年	2,246	53.0	836	19.7	293	7.0	860	20.3	4,237	100
27年	2,333	54.2	887	19.9	325	7.6	789	18.3	4,305	100
28年	2,603	55.7	952	20.4	368	7.8	863	18.1	4,667	100
29年	2,633	55.3	952	20.0	365	7.7	808	17.0	4,760	100
30年	2,766	55.8	1,019	20.5	372	7.5	804	16.2	4,963	100
製 造 出 荷 額										
26年	1,353	33.6	983	24.4	421	10.5	1,269	31.5	4,028	100
27年	1,643	35.6	1,183	25.6	530	11.5	1,259	27.3	4,616	100
28年	2,055	36.1	1,475	25.8	687	12.0	1,489	26.1	5,708	100
29年	2,260	37.3	1,620	26.8	692	11.4	1,484	24.5	6,056	100
30年	2,446	37.3	1,778	27.1	742	11.3	1,592	24.3	6,561	100
附 加 価 値 額										
26年	375	31.9	272	21.2	138	11.8	392	34.2	1,178	100
27年	450	34.5	332	25.4	155	11.8	369	28.3	1,308	100
28年	551	32.6	412	24.4	223	13.2	504	29.8	1,692	100
29年	667	35.1	486	25.6	220	11.1	526	28.2	1,900	100
30年	746	35.4	532	25.1	251	12.3	574	27.2	2,105	100

(注) 経済評論, 32年3月号より転載。

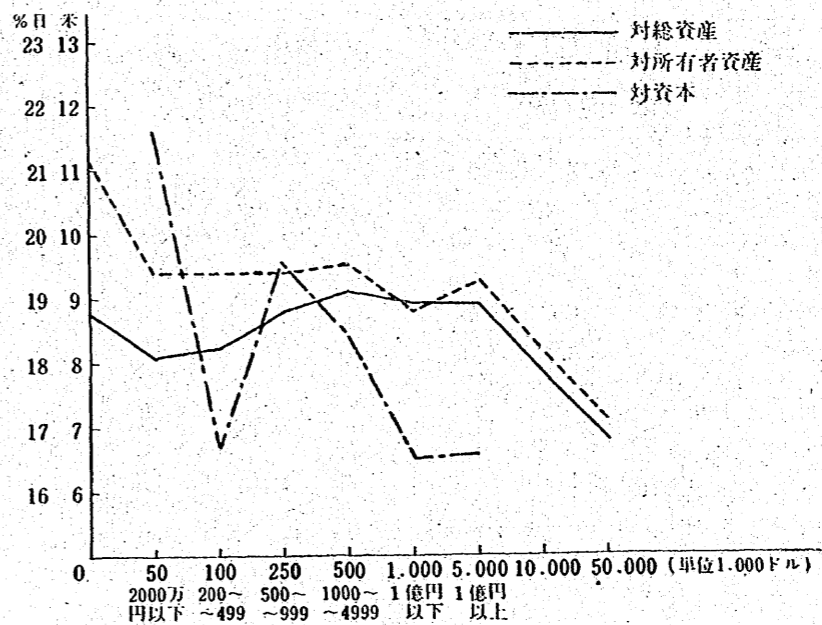
と、したがって新旧トップクラ
 ス企業の入れかわりが今後も或
 る程度続くことを意味してい
 るとみて大過あるまい。」とい
 で昭和二五年―三〇年間の新加
 入および脱落数を公取委資料か
 ら求めると、次の如くなる。
 公取委が集中度が著しく高い業
 種として分類した二〇業種中、
 市場の観点からみて不適當なも
 の―原油採掘等―を除く十
 六業種中、加入脱落のないもの
 五、脱落をみたもの七、加入が
 あったもの四。集中度中に属
 し中小企業を含め業種一七の
 うち、加入脱落をみないもの
 六、脱落をみたもの三、加入の
 あったもの八、である。
 次に集中度と収益率との関係
 はどうか。第一図は、第二表中
 の十三業種の、生産集中度と資
 本収益率を示したものである。

第一図 産業集中度と収益率 (昭和27~30年平均)



(注) 東京証券取引所「上場会社総覧」

第二図 収益企業群の収益率 (1931~36年) 米 (昭和30年)



(注) 米: T.N.E.C. Monograph, No. 15.
日: 経済企画庁資料

シャーマン法(一九八〇)は、次の二条の実体規定をもつ。すなわち、第一条で、取引を制限する契約結合および共同行為を禁止し、第二条では、独占すること、および独占の企図、独占のための結合と共同行為を違法としている。二条を統一するものが自由競争の原

三

理であることはいうまでもない。第一条は、明らかに、競争制限行為の禁止である。しかし、第二条の前文が不明確である。独占すること、独占の企図という規定は何を意味するのであろうか。「独占すること」の解釈の如何によっては、二条の統一の把握は不可能とな

る。前節で触れたように、自由競争が必然的に集中をもたらす場合、もしくりに独占することと集中とを同義にとれば、第一条から導かれるものを第二条で禁ずるというジレンマに陥る。これはレビットも指摘するところである。このジレンマを解消する工夫が、周知の「条理の原則 (Rule of Reason)」であった。スタンダード・オイル事件(一九一一)の判決において、第二条は第一条を補足するものであって、両者の区別はないとみなされ、正常な企業の発展を通して実現した規模の大きさは問題とならず、独占しようとする企図と方法が違法対象とされた。これに追隨して、U・S・スチール事件(一九二〇)では、次のように明示される。「法はたんなる規模行使されない力の存在を違法とはしない。独占の期待ではなくて、独占の実現すなわち独占の明白な行為を禁止する。」両判決から明らかのように、取引の不合理の抑制のみが違法行為であった。ホワイト判事の言を借りれば、「意識的違法行為が常に存在したという公知の事実」が法的統制の必要かつ十分条件である。「条理の原則」は、かくして良きトラストと悪きトラストの区別を生んだ。

一九三〇年代にいたって、経済学者はそれまで比較的等閑に付されて来た独占の領域を、あらためて検討の俎上にのせ、さまざまの理論的検証や実証的分析を加えた。バーンズがいうように、もはや独占の要素は、競争からの偶発的であまり重要でない偏倚とは考えられなくなった。ガーディナー・ミーンズの研究や臨時国民経済委員会(T・N・E・C)の調査に端を発した数々の実証的分析が発

独占と集中

四七 (二四一)

見したものは、「近代資本主義の支配的な市場は、少数の売手の市場、すなわち寡占である」(ガルブレイス)ということであった。ソープとクロウダーの共同研究によれば、一九三七年の産業国勢調査に含められた一八〇七品目中、最大生産者が各品目の五〇~七五%を生産するものは二九二、五~一〇社によって総生産を占めるものは三八二品目を数えた。多くの市場で見出された高度の集中は、シャーマン法解釈とその運用面での欠陥の存在を示すものと考えられた。かくして、「条理の原則」が反省され、大企業の市場支配力に関心が注がれることとなった。

第二次大戦後、アルミニウム・インゴットの供給を九〇%支配するアメリカ・アルミ会社、通称アルコア事件(一九四五)の判決において、「価格協定は当然違法とされるが、独占はそれと同一、もしくはそれ以上の価格決定力を有する。両者の差異は純粋に形式的なものであり、価格協定を無条件に非難し、その非難を独占に及ぼさないことは無意味である。」と説かれ、グリフィス事件(一九四八)でも、「独占は第一条の取引制限によって獲得され、または維持され、拡大される場合に、第二条違反の独占することとなるのが普通であるが、第二条は、共同行為または結合に係りなく、独占し、独占を企図することを犯罪としている故、独占力は適法に獲得されたか否かを問わず、行使されない状態においてさえ、第二条違反を構成する。」と述べられている。以上の判例において、「大きさ」自体がまず違法性の決定基準の位置を占め、第二条には或る程度の独自性が

四六 (二四〇)

付与された。しかし、最終判定には次の準則を必要とした。アルコア事件の第二条違反は、予知された需要に応じ、かつ潜在的競争に先んじるために絶えずその能力を拡大し独占力の保持を確実にしたか否か、の判定に依拠した。すなわち、「同社がインゴット(アルミニウム)に対する需要増加を常に予想し、かつこれに供給する準備をしたことは、やむをえぬものではなかった。他企業がその分野に参加する以前に、その能力を倍加し、さらに倍加することを何人も強いなかった。」理由で、アルコアは有罪とされた。生産の九〇%支配をもってしても、かように競争制限の意図を必要とした。この点から判断すれば、「条理の原則」からの大きな離脱は考えられない。注目すべきは、アルコア事件において独占と競争の境界を示す「臨界値」が示されたことである。すなわち、「供給の九〇%支配は独占を構成するに十分である。六〇~六四%が独占の形成に十分であるかどうかは疑問である。三三%では不十分である。」この基準の割り出し方法は明確でない。なお、この値は、ジョーンズによれば全生産量の七〇~八〇%以上、リーフマンは四分の三以上、シュモラーは六〇~九〇%と、比較的高いところに置かれる。しかし現実にはアルコアのような九〇%支配は稀であるし、またたといあったとしても需要者の数、代替品等の制約条件に応じてその支配力は相違するものであるから、一意的な臨界値の表示は無意味である。なお、わが国の独禁法は、「条理の原則」をそのまま踏襲していることを付記しておく。

公共の利益の観点から調査を行う。公共の利益の基準は次の如く概括的に指示される。(一)能率的かつ経済的な生産と、国内および国外市場の要求に最も適合する価格での分配、(二)新企業の促進と、産業の発展、(三)人員、原材料、産業能力の十分な使用と、その配置、(四)技術的改良の発展と、市場の拡大。イギリスの独占政策は、このようにして「公共の利益の検証と委員会により勧告された行動」の二点に帰着する。それ故委員会の基本的態度は、調査対象が独占もしくは制限慣行の中に入るかどうかを判定することにはなく、公共の利益に合致するか否かの判定にある。これは、現在までの調査例をみれば明らかとなる。

第一に注目すべきことは企業規模への配慮である。マッチ産業の調査(一九五三)において、国内市場の九五%を占める英国マッチ製造会社の規模に関し委員会は好意的に次のようにいった。「独占は、……この産業にとっては、おそらく自然な組織であろう。」委員会の少数意見でさえも、「われわれは、英国マッチ製造会社を独立した数企業に分解して競争を導入することは不便宜である、との多数意見に同意する。」と報告している。調査委託の条件として明記された市場の三分の一の供給という基準は、独占の最終的判断とは何の関連もたない。イギリスでは規模の大きさを望ましい特性とみる傾向がある、とハワードは指摘している。

次に取引制限に対する態度をみよう。シャーマン法によれば適用除外例を除き大部分の取引制限はそれ自身違法とされた。しかし、

四

イギリスの「独占および制限慣行(調査と規制)法」(一九四八)は、次の内容をもつ。この法の規定するところは委員会の設置——構成員は、公衆、事業者、労働者の代表と、経済学者および会計員——である。委員会は、調査に際して任命される。通産省(Board of Trade)の依頼によって、この委員会は、独占または制限慣行の綿密な調査を行い、その所見と勧告を通産省に手渡し公表する。当省は、所管省を通じて行動を起こすか、議会に報告書を提出し、法令による規制を準備せしめるかする。したがって、委員会は法的処理とは関連なく、もとより強制力もたない。

なお、この法が適用され委員会が調査を行うには次の条件を満たすことが必要である。第三条にいう。この法律の目的を達成するため左記の各号の一に該当する場合には、商品の供給について、この法律が適用される状態が存在するものとみなす。(一)連合王国またはその主要地域において供給される当該種類の商品全体の少なくとも三分の一が、一者、結合した法人団体である二以上の者……によって、またはこれらの者に対して供給されている場合、(二)協定または申合わせがなされている結果、連合王国もしくはその主要地域において、当該種類の商品が全く供給されない場合。この条件からみると三分の一以上の供給が独占および制限慣行の一応の臨界値とみなされていると思われる。かかる条件にかなうと委員会が設置され、

この規制法では個々の事情の調査を経て可否の判定が下される。例外なく断罪されたものは排他的取引と集团的ボイコットの強制であった。強制はいかなる場合にも新加入の自由を阻害するから、公共の利益に反すると考えられるのである。歯科用品産業と電球産業においてかかる弊害は顕著であり、前者は委員会の勧告に基き議命令の発令によって解散せしめられた。承認された協定を詳細にわたって紹介する余裕はないが、価格協定についてみても多くは条件を付した上で許可されている。たとえば、電球産業では、生産技術と品質面を斟酌した結果、製造者協会の存続と最低製造者価格の協定に対しては反対しない。

寡占とプライス、リーダーシップに対する処置も注目に値する。タイヤ産業の調査を引用しよう。イギリスのタイヤ産業は一一の生産者から成立している。その中、約五〇%を占めるものがダンロップ・グループ(ダンロップとインディアタイヤ)であり、他の四〇%が四社に、残りの一〇%が六社によって占められている。当然ダンロップが国内、国外市場を支配し価格指導者の地位にある。各社は巨大な資本設備の下に生産を行い、一社の市場攪乱行為は直ちに殺人的競争(Cut Throat Competition)を惹起することを知っている。それ故、プライス、リーダーシップは円滑に実現する。この状態に関して委員会はいかなる処置も講ぜず、その上次のようにいう。ダンロップが、この産業における支配的な地位を公共の利益に反して使用したとが、その指導的地位を維持するために行ったこ

とが公共の利益に反したとかは考えられない。と。かかる判断の基礎となったものは、第一に、その巨大な市場支配力にもかかわらず、対抗企業の技術的、金融的優秀さにより、ダンロップは独占的地位には安住しえないし、この産業全体としても経済的発展の方向に沿っていること、第二に、国外市場との関連からみて、ダンロップの指導力が必要とされること、であった。委員会の勧告はこのように、各産業の特殊事情の理解に基いてなされている。

五

前述したように、アメリカでは企業規模を或る程度問題とし、またイギリスにおいても供給の三分の一支配という一応の基準を設けているものの、いずれもそれと独占とを直結して考えてはいなかった。一方、事実においても、集中と競争制限および価格支配力との間には必然的な関係を見出すことはできなかった。したがって、集中は独占の必要条件ではあっても十分条件とはなりえず、これを補足するものとして競争制限行為ないしは価格支配力の認定が必要となるのである。しかし、資本主義市場は種々異なった状況の下に成立しているから、これらの基準の適用には多大の困難が伴うに違いない。かつてウイルコックスは、競争が支配的な分野を規定するのに、次の如く長い言葉を必要とした。「生産者が多数であるところ、集中度が低いところ、相異なる企業の供給価格が同一でないところ、これらの価格が長期間にわたって硬直的に維持されないところ、不

況の初期において生産量が急激に切下げられないところ、生産能力が景気循環の各局面にわたって高度に利用されるところ、生産単位の変化が急速であるところ、およびビジネス道德が高いところ」。このすべてを満足せしめる市場は、おそらく稀少であろう。或る市場なり企業なりが独占的であるかどうかということは、簡単に云々されるべきことではないと思われる。ケース・バイ・ケースの接近法を通じて、集中からもたらされる競争制限行為や価格支配力の有無を検証した後、その判断を下すべきであろう。しかもこの場合、あくまでも相対的に概念として独占を把握しなければならぬことはいうまでもない。

ひるがえって独占の功罪を考えてみよう。その罪を指摘する論者は、独占は高価格を維持し生産量を制限する、独占は生産資源の最適配置を妨げる、独占は技術の停滞の上に安住する、と説く。しかるに功を称揚する論者は、長期的にみると独占は決して高価格維持や生産量制限を行わない、独占の技術的革新への努力は自由競争の場合より勝る、と弁護する。このように功罪論は真向から対立している。ここではこれ以上深く問うつもりはないが、かかる事態は、独占の捕捉とその統制を解決し難い混乱の渦中に投ずることになる。独占政策の現状は正にそうである。

この解決は一つしかない。われわれの政策の目標は、独占を統制することではなくして、独占の弊害を除去することである。それ故、独占に関する先入主を捨て、公共の利益という高所から統制を下す

べきである。イギリスの規制法は、この点シャーマン法(オハイオ)に準ずる禁止法)よりはるかに合理的なものであると思われる。

〔主な参考文献〕

Edward, S. Mason; Economic Concentration and Monopoly Problem, Harvard University Press, 1957.

Levitt; The Dilemma of Antitrust Aims, American Economic Review, Dec. 1952.

Openheim; Cases on Federal Antitrust Laws, 1948 and its Supplement, 1949.

C. Wilcox; Competition and Monopoly in American Industry, T.N.E.C. Monograph, No. 21.

Thorp and Crowder; The Structure of Industry, T.N.E.C. Monograph, No. 29.

W. Nutter; The Extent of Enterprise Monopoly in the United States, Chicago, 1951.

Adelman; The Measurement of Industrial Concentration, Review of Economics and Statistics, Nov. 1951.

H. M. S. O.; Report on the Supply of Dental Goods, etc. J. Howard; British Monopoly Policy, Journal of Political Economy.

Harbury and Raskind; The British Approach to Monopoly Control, 1953. Quarterly Journal of Economics, Aug.

公正取引委員会「日本産業集中の実態」
ガルブレイス、小原訳「独占と経済力集中」
今村成和著「私的独占禁止法の研究」
久武・巽著「価格理論」